

淀川水系流域委員会 第26回委員会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川上委員 川那部委員 田中真澄委員 西野委員

日 時：平成15年10月29日(水)10:00~13:00

場 所：京都市勧業館「みやこめっせ」 第1展示場

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

お待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会第 26 回委員会を開催いたします。司会進行は庶務を担当する三菱総合研究所で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に幾つか確認とお願いをさせていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。「発言にあたってのお願い」、黄色い紙です。議事次第。資料 1「委員会および各部会の状況」。資料 2 - 1「意見書の構成および作成の進め方」、A4 横のものです。

資料 2 - 2 - 1 からが基礎原案に対する意見書の案になっております。資料 2 - 2 - 1「第一部河川整備の方針について(案)031029 版」です。こちらは、委員の皆さまには 10 月 19 日に 1019 版というものをお送りしております、それを修正したものの最新版です。資料 2 - 2 - 2 が意見書第一部の案 1019 版に委員の方から寄せられた意見です。

資料 2 - 3 - 1「第一部河川整備の内容について(案)031029 版」。こちらは 2 つに分かれておまして、「2 - 1 具体的な整備内容に対する意見案」、「2 - 2 整備内容シートについての意見案」ということで、これが 1 冊にとじられて資料 2 - 3 - 1 になっております。資料 2 - 3 - 2 は、整備内容シートについての意見案の 1019 版に対して委員から寄せられたご意見です。初めの方に意見案が出ておまして、ゴシックで黒枠で囲まれているのが意見案の方です。その下に委員から出された意見がそれぞれついております。

資料 2 - 4 - 1「第一部計画策定における住民意見の反映について(案)031029 版」です。委員の方には、まず 1017 素案というものが 10 月 19 日に発送されております。その後、住民参加部会の方で 1023 版というものが出来まして、それをさらに修正されて 1029 版になっております。資料 2 - 4 - 2 が、その意見書第一部の案に対して寄せられた委員からの意見です。1017 素案に寄せられた意見と 1023 案に寄せられた意見を両方載せております。資料 2 - 4 - 3 が、意見書第一部の案 1023 案に対して河川管理者から寄せられている質問・意見です。これは住民参加部会の依頼に対して河川管理者が質問・意見を寄せたものです。1 ページ目に意見書第一部の 1023 案に対する質問・意見、2 ページ目の終わりの方に住民参加部会意見案 1023 案に対する質問・意見の両方が載っております。

資料 2 - 5 が「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書第一部部会意見のとりまとめ状況」です。各部会のとりまとめ状況を 1 ページ目に記しておりますが、今回はテーマ部会の最新の意見案をこちらにつけております。

資料 3「計画策定後の流域委員会に関する検討について」の資料です。こちら A4 横のものです。資料 4「10 月～12 月の委員会、部会、運営会議の日程について」。参考資料 1「委員および一般からの意見」。参考資料 2 は、基礎原案に対してこれまで委員から寄せられたご意見です。資料は以上です。

あと、一般傍聴の方のみ共通資料といたしまして、「淀川水系河川整備計画基礎原案：河川管理者からの提供資料」をお配りしております。

また、参考資料 1 はカラー資料となっております。一般傍聴の方には白黒の資料を配付しておりますので、カラーをご覧になりたい方は、受付に閲覧用資料を置いておりますので、そちらをご覧下さい。

また委員席および河川管理者席の方々には、審議の参考として頂くために机上に資料を置いております。基礎原案と基礎原案にかかる具体的な整備内容シート、整備内容シートの事業一覧表を 1 人 1 冊置いております。また、1 テーブルに 1 冊置いております。もの

が、整備内容シートに対して寄せられた委員からの意見、意見書素案の030930版と030930版への委員の意見をとじたもの、10月17日の運営会議に提出された各部会のとりのまとめ案、委員会及び各部会に文書で提出された説明資料第2稿に対する意見をとじた資料、提言冊子、提言の別冊、河川管理者の説明資料関係ファイル、過去の委員会で行われた現状説明資料をとじたファイル、これらを置いておりますので、審議の参考にご覧下さい。

次に、前回委員会以降に、一般の方々から流域委員会に寄せられた意見についてご報告をいたします。参考資料1「委員および一般からのご意見」をご覧ください。前回委員会9月30日以降一般の方から14件の意見が寄せられております。一般の方からの意見として、「余野川ダムの検討の前に検討すべき明らかな課題について」という意見。9月5日提出の基礎原案に対する意見。以前に寄せられた「大津放水路二期区間(5河川)の継続実施に係る要望書」に関するこれまでの浸水氾濫状況資料を追加で頂いております。こちらにはカラーの地図も添付されておりましたが、サイズの関係で掲載を省略させて頂いております。受付に閲覧用を置いておりますので、そちらでご覧頂きますようよろしくお願いいたします。

「水需要精査についての質問」、「『淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書(素案)』に対する意見とお願い」。自然を大切に作る施策賛成、ダムは必要ないといったご意見。宇治の塔の島の景観、環境の復元の要望。「『淀川水系河川整備計画』に関して質問および意見」と題する意見。「意見書(素案)訂正検討依頼」という意見。ダムに関する新聞記事と意見。川上ダム建設に関するご意見、こちらはお二人の方から寄せられております。あと、「京都府企業局の水需要精査について」と題するご意見。以上が寄せられております。

意見書に関するご意見ですとか、あと基礎原案に対するご意見、様々ご意見が寄せられております。後ほどの意見交換の参考として下さい。よろしくお願いいたします。

次に、発言にあたってのお願いを申し上げます。本日は、一般傍聴の方々にもご発言の時間をもうけさせて頂く予定です。その際には、黄色い「発言にあたってのお願い」をご一読の上、簡潔にお願いいたします。委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、会議終了後議事録を作成いたしますので、恐れ入りますが、ご発言の際には必ずマイクを通して、お名前を頂いた上でご発言下さいますようお願いいたします。

また、携帯電話をお持ちの場合は、審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂くかマナーモードに設定頂くか、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日は13時、午後1時に終了させて頂きたいと存じます。ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。芦田委員長、よろしくお願いいたします。

芦田委員長

只今から審議を行いたいと思います。

淀川水系流域委員会もいよいよ大詰めになってまいりました。流域委員会は河川管理者から2つのテーマについて諮問を受けていました。1つは、河川整備計画基礎原案についての意見です。もう1つは、河川整備計画をつくる際における住民意見の反映の方法についてです。これらにつきまして、今本リーダーを中心とする作業部会及び三田村部長を中心とする住民参加部会におきまして、非常に熱心なご議論を頂き、また委員の皆さまの

協力を得まして、ようやく本日、意見書の原案がまとまりました。今日議論を頂き、大筋につきましてできるだけ確定していきたいと思っております。しかしながら、若干は残ると思います。それにつきましては、委員会をもう1回行う予定にしておりますので、次回の委員会で最終的に確定したいということです。よろしくお願いたします。

それでは、庶務から資料1、今までの部会の開催状況についてご説明をお願いしたいと思います。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略:資料1の説明]

芦田委員長

部会長から、何か追加して頂くことがありましたらお願いします。なければ次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次のテーマとしまして、基礎原案に対する意見書素案についての意見交換です。まず意見書の構成や、どのように進めていくかということについて、資料2-1ですが、庶務から説明をお願いします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略:資料2-1の説明]

芦田委員長

意見書の構成と作業の作成の進め方のうち、まず第1部の河川整備の方針については、これから作業部会の案を説明して頂きますが、できれば今日確定したいと思っております。それから、第2部の河川整備の内容につきましては、それを説明して頂いて、大筋で確定して頂きますが、部会意見を踏まえて修正が若干残りますので、それについては次回12月9日の委員会で確定したいと思っております。

第2部の住民意見の反映につきましても、この後説明して頂きまして、できれば確定して頂きたいと思っております。部会意見につきましては、11月17日頃まで議論があるそうですから、次回の委員会で確定ということにしたいと思っております。

それから、意見書の体裁ですけれども、基礎原案に対する意見書と河川整備計画策定時における住民意見の反映についての意見書は別ですので、2つに分けるということです。

意見書の方につきましては、「第1部 河川整備の方針について」、「第2部 河川整備の内容について」と分けております。これは、できたら1つにして、河川整備計画基礎原案についての意見書というようにまとめたいと思っております。それに対して部会意見というのを付けたいということですが、何かご意見はありますか。

それではご承認頂いたことといたします。

寺川委員

資料2-1の1ページ一番右の部会意見ですが、芦田委員長の説明によれば、次回の委員会で確定ということでしたが、この図では、11月17日頃までに確定ということになっております。この点は確認しておいて頂きたいと思っております。

芦田委員長

11月17日までに大体確定して頂いて、委員会に報告して頂くということです。ですから、最終的に委員会で承認して確定ということになります。

寺川委員

わかりました。

芦田委員長

部会の自主性を重んじておりますので、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、これから意見書の内容について、作業部会リーダーを務めて頂きました今本委員の方から第 部の河川整備の方針について(案)を説明して頂きたいと思っております。

今本委員

それでは、資料2-2-1にもとづいて説明させていただきます。

資料2-2-1は、前回の委員会に出しましたものと中身はそれほど変わっておりませんが、「はじめに」と「おわりに」は大きく変わっております。

まず、「はじめに」を説明させていただきます。 -1ページ、真ん中付近に、「平成9年の河川法の改正は従前の河川整備のあり方および計画策定手続を抜本的に転換しようとする大改正であった」とあり、そういう「改正の理念をどう生かし、どのように具体化するかは河川管理者の意欲次第」であるとしています。この意欲のあった河川管理者の意を受けて、流域委員会が発足したということで、特に流域委員会の特徴として4つ挙げております。その1つは、審議のプロセスであります。 -2ページの上から5行目くらいのところから、新しい審議の形として、「河川管理者が河川整備計画原案を策定する以前に、流域委員会自らが同計画原案に盛り込まれるべき基本的な内容について提言し、その提言に基づいて河川管理者が河川整備計画原案を策定し、そのうえで、原案について流域委員会が審議を行って意見書を提出する」というプロセスになっていると述べています。

第2は、流域委員会の会議および会議資料、議事録等を全て公開するという事です。第3は、委員みずからが中間とりまとめ、提言、或いはこの意見書、全て委員みずからが執筆しているといった特徴について記述しております。

第4として、自主的な運営によって流域委員会をここまでやって来たということであり、

「1 計画策定・実施」以下は、前回の委員会以降、各委員の皆さまから、或いは一般の方から寄せられました意見を参考にいたしまして、字句の訂正等を行っておりますが、本質的には殆ど変わっておりません。

それから、 -19ページの「おわりに」ですが、最後に「淀川水系流域委員会と国土交通省近畿地方整備局との協働により実践した新しい計画策定の手順と新しい審議の形、いわば『淀川モデル』というべき手順と形が、全国の公共事業計画の検討・審議の参考となり、広まり、定着することを願っている」ということで結んでおります。以上です。

芦田委員長

説明がありましたように、従来から議論して頂いている内容とあまり変わっていないというのですが、特に「はじめに」はこの流域委員会の思いを十分皆さまに伝えるように丁

寧に書いているということです。何かご意見はありますか。

寺田委員長代理

「はじめに」と「おわりに」の部分は、委員長および委員長代理の方で基本的な案をつくったということで、コメントさせていただきます。

この案を皆さまにお配りして、いろいろご意見も頂いております。その中で特に「はじめに」の部分が、他の内容の部分に比べて頭でっかちで非常に長いのではないかというようなご意見がありました。これはあえて丁寧に書いたのです。平成9年の河川法改正というのは、本当に大きな改正であったということは流域委員会委員の皆さまの共通認識になっています。しかしながら、そういうことが必ずしも他のいろいろなところで認識されているわけではありません。

平成9年の河川法改正までには、大変な経過がありました。ちょうど10年前の平成5年には、自民党の一党支配が壊れて、新しい連立内閣が誕生するという政治的な背景もあって、それまでの他の法律とは違った形で改正が河川法に関しては行われたということがありました。しかし、そういう理念と新しい考え方をどのように実現するかということまでは、法律には事細かく書いてないのです。従って、その趣旨を最大限生かして、そして実現するためには、関係者全員の努力がなくてはできないのです。

そういう点では、淀川水系流域委員会の新しい審議の仕方は、それまでと違った形でやろうという意欲の中で出てきたのだと思います。他の地域でいろいろ計画に参画されている方々が全国にたくさんいるわけですが、そういう方々に対する発信といいますか、気持ちを伝えたいということがありました。単に法律ができるだけで実現するというものではないのです。それを実現する過程では、関係者全員の前進するための考え方というものがある、実現するための努力がなくてはできないのだということを伝えたいということです。2ページにわたってかなり詳しく、あえて書かせて頂いたということで、頭でっかちであることは間違いないと思いますが、その辺のところは是非委員の皆さまの共通理解にしてもらいたいと思います。

最後の「おわりに」も、3年近く皆さまで本当に努力してやってきた結果として、こういうやり方が本当によかったという気持ちが皆さまあると思います。そういう気持ちを、計画づくりにいろいろ苦労されている方々に対する願いとして、是非広めてもらいたいということで結んでおります。その辺も委員の皆さまの気持ちがそうだろうと思って書いています。もし違ったらいけませんから、意見を言ってもらっても結構なのですが、そういうことで、「はじめに」の部分も長々と書いています。ご理解頂きたいと思います。

芦田委員長

皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。ご意見があれば、ご遠慮なくおっしゃって頂きたいと思います。

恐らく、私も皆さまの共通の願いだと思っているわけです。確かに長過ぎるという面もあるのですが、これは特に大事な点です。2年何カ月か、260回も委員会、現地見学会、検討会、いろいろなことをこんなにやった委員会はないわけです。そういうベースになった思いというのを書いておりますので、是非皆さまご了承頂きたいと思います。よろしいでしょうか。

倉田委員

前回の委員会の時にこれを拝見して、私のいた委員席の近くから、今おっしゃったようにちょっと長過ぎる、せめて1ページ半か2ページ以内に入らないといけないという意見が出ました。それで、帰りましてすぐ文意を全く変えないという形で余計なところを削ってみたのです。資料2-2-2の意-9ページに出しております。ざっと勘定しますと20行ほど削れるはずなのですが、本意をいかに変えずに短くするかという工夫をしました。ご覧頂いたらいかがと思います。別紙1というのがあります。

今本委員

「はじめに」の部分については、作業部会でも随分議論させて頂きました。一昨日も数人の委員がこの担当をするということで、朝から夕方までずっとこの問題に関わってきたわけです。短くするというのも1つの方法なのですが、気合いといいますか、思いを伝えようとしますと、どうしてもある程度長さが要ると思います。こういう文章は、いろいろな人が集まって書いて、客観的に述べるのがよい場合と、1つの思いである程度感情がこもるかもわかりませんが、そういう思いを込めた文章にするのがよい場合があり、いろいろと議論はしてきたわけですが、最終的には、こういう思いをきちんと伝えたいということで採用させて頂いたという経緯があります。ただ、もう一度検討する機会がありますので、今の意見も参考にさせて頂いて、検討させて頂くということでいかがでしょうか。

芦田委員長

そういうことで、倉田委員のご意見を参考にさせて頂いて、作業部会で検討して頂くことにしたいと思います。最終的には私にお任せお願いできればありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

川上委員

「はじめに」の文章につきましては、確かに長過ぎる嫌いは私もあると思います。しかし、大変熱意のこもった、そしてポイントを押さえた文章となっております、おおむね結構かと思えます。

1点だけ申し上げます。河川法改正の精神とか理念という根本的な問題ではありませんけれども、流域委員会の取り組みとして、特に私が強調したいのは、先ほどの第3の特徴のところですか。今本委員がご説明なさいましたように、これまでの多くの国や自治体の審議会や委員会におきましては、事務局から原案というものが出来まわって、その原案について審議をして答申を出すというスタイルであったわけです。しかし、この流域委員会は、外に向けて発表する文章は、全て委員がみずから執筆をし、とりまとめをしてきたということが大変特徴的であり、重要であると思います。その点は、見直しにあたっては、是非追記して頂きたいとお願いいたします。

倉田委員

一言だけ釈明させて頂きますと、前回私の座っていた近くの方が、これは長いぞということ発言されたわけですが、それで見始めましたら、4行目に平成9年の河川法の改正と書いてあるのです。「改正」、正しく直すという言い方は、時代が変わっていくと、

またどう直すかわかりませんから、「改正」というのは避けて、「改訂」の方がよいだろうなというのが最初に気になりまして、それならいっそのこと全部丁寧に見ようということで、手直しをさせて頂いたようないきさつがありますので、その点もご配慮頂ければと思います。

芦田委員長

趣旨はわかりました。参考になることが多いと思うので、参考にさせて頂きまして、作業部会のリーダーと相談しまして、私の方にお任せ頂けますか。次回に、最終の確定ということで、次回の委員会に出させて頂きたいと思います。

田中真澄委員

大変なお時間を割いて頂いてつくって頂いてありがたいと思っています。ただ、1つ気になるのは、「おわりに」の下から8行目、「この間の流域委員会の活動に関心を寄せ、意見を寄せて頂いた多くの人々の支えがあった」という文章があります。事実いろいろな意見が寄せられました。それらについて我々は議論できたのかどうか。私は委員の1人として少し反省しております。たくさんの意見が寄せられて、実際に委員会の場、或いは部会の場で十分議論したのか。それができなかったのではないかとという反省も含めて、意見を述べさせて頂きたいと思います。

嘉田委員

「はじめに」と「おわりに」は力のある内容で、大変よろしいと思っております。

2点、意見を追加させて頂きます。1つは、流域委員会の特色の第3として書いてあります「現場から学ぶという姿勢」ですが、その姿勢が大事だということはわかったという時点で、本当に現場の持っている多様な背景なり経験なり、或いは流動的な状況を果たしてどこまで共有できたかということです。今回は、入り口に入っただけだと思います。本当に現場はもっともっと多様だということを、私自身も反省をしておりますし、付記意見として言わせて頂けたらと思います。

それから2点目ですが、果たして、この「淀川モデル」というのが他の地域でどう受け止められるのかということです。ある先行する事例が突出していればいるほど、「あれは特別だ」「私のところは条件が違うのだ」といって、逆になかなか普及しないという事例もあります。これは次の段階の話なのですが、この「淀川モデル」の事例の中で、どの部分をエッセンスとして取り上げれば、システムとして他の地域で応用できるのかというようなことも、この次の展開として大事ではないでしょうか。

芦田委員長

その辺りについて、「おわりに」に少し書ければよいということですね。ちょっと宿題を頂きましたが、検討させて頂きたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、この件につきましては、本日確定とは至らなかったわけですが、いろいろな貴重な意見を頂きましたので、それを踏まえて再度見直したいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは次に、河川整備の内容についての意見書案を今本リーダーの方から願います。

今本委員

資料2-3-1について説明させていただきます。資料2-3-1は、河川管理者から出された河川整備計画基礎原案の5章に対応するものであります。5章については、個々の整備事業の内容がシートにまとめられており、シートの事業1つ1つについて委員会としての意見を出せばそれでよいのではないかということから出発しました。ところが、それだけでは説明が不足ではないかということから5章に対応する文書もつくるということから、この第 部ができ上がっています。

そういう混乱がありまして、最後の最後まで、これは一昨日の午前中から昨日の夕方までかかって作り上げたところで、議論されていない部分が随分あります。やはり重要なところですので、12月9日の委員会まで1カ月ありますので、11月17日くらいを目指して、中身についても修正したいと考えております。

これまでの議論を通じて感じることは、例えば、実施の事業を、実施してはいけないというようなところはないと思いますので、その辺をお含みおき頂いて、次の12月9日の委員会まで河川管理者の方にはお待ち頂きたいと思っております。

それから第 部は、先ほどの第 部の記述と重複しているところが随分あります。部と部を合本して、例えば「はじめに」の部分の前につけて、第 部の終わりに先ほどの「おわりに」を持ってくるという形で、1つにしたいと考えていますので、部の方の表現は、そういう編集をする上で表現の上では手直しがあると思っております。

第 部は基礎原案の第5章に対応しているので、そういう意味ではこれまで議論してきたことと同じ内容であります。ただ、まとめるにあたりまして、気になりましたのがダムのところでもあります。そこで、ここではダムのところを少し説明したいと思っております。

ダムについては調査検討を続けるということですので、流域委員会でも正面を切って取り上げていませんでしたが、 - 19ページにダムということで、「7.1 既設ダム」とあります。既設ダムについては(1)から(13)まで書いてありますが、それぞれの項目のところにご意見がありましたら、是非お寄せ頂きたいと思っております。

特に、今回初めて出てきた文章は、 - 21ページの「7.2 各ダムの調査検討内容」であります。(1)大戸川ダムから(5)余野川ダムまでです。

大戸川ダムにつきましては、4つの目的が挙げられています。その4つの目的に対して、それぞれの効果、或いはその代替案の可能性といったことで検討されています。例えば、「琵琶湖における急速な水位低下の抑制」が目標にされておりますが、琵琶湖水位に換算すれば、僅かな抑制効果しかないのではないかと、或いは「日吉ダムの利水容量の振替」というものは、流域の異なる集水面積も異なるダム間で数的に合っても利水機能としてそういうことが可能なかどうかという疑問が呈されております。

天ヶ瀬ダムにつきましては、ダムの放流能力そのものを増やすということは、ダムの機能を強化するという点で異論はありませんけれども、計画そのものが、琵琶湖のいわゆる後期放流に対応するための洗堰から宇治川に至る一連区間の計画として出されています。従って、この一連区間の計画の結果も待って天ヶ瀬ダムについては考えて欲しいということが書かれています。

- 22ページの(3)川上ダムですが、ダムの目的として「上野地区における既往最大規模の洪水による浸水被害の解消」、「下流部における浸水被害の軽減」の2つを挙げられています。基礎原案で見ると、利水という項目が抜けているわけですが、利水についても

考えています。

「既往最大規模の洪水による浸水被害の解消」については、さらに代替案についても検討して欲しいということです。その検討が不足しているのではないかと思います。利水につきましては、現在の利水状況からさらに検討が必要ではないかということが書かれています。

丹生ダムについては、4つの目標が掲げられているその1つ1つについて、先ほども出てきましたけども、「琵琶湖水位の急激な低下と低水位の長期化の抑制」について、急激な低下の緩和量は小さく、低水位の抑制量も微小ではないかという疑問が呈されています。

「淀川水系の異常渇水時の緊急水の補給」は、琵琶湖を經由していくということ言えば、数量的に合っていても、現実的にそういうことはあまり言うことではないのではないかと、かなり批判的なことが書かれています。

余野川ダムにつきましては、「狭窄部上流多田地区の浸水被害を軽減するため、一庫ダムの治水機能を強化する」。そのためには一庫ダムの利水容量の一部を他のダムに振り替える、それで出てきたのが余野川ダムだということで、先ほどと同じように振り替えが可能なかどうか、それと、余野川ダムの建設そのものがどういう意味があるのかといったことが書かれていまして、最終的にもっと検討して欲しいという意見が意見書としてまとめております。

現在調査検討中のダムに対して、こういう意見を示すのがよいのかどうか、随分議論しました。河川管理者側の結論が出てから、その結論に対して委員会としての意見を言うのと、こういうプロセスの段階で意見を言うのとどちらがよいのか迷いましたけれども、作業部会としては、委員会としての意見を1つの区切りとして出しておきたいということで出させて頂きました。ただ、ここの部分については、委員会としての議論をあまりしておりませんので、是非この機会に、よろしくご審議頂けたらと思います。

芦田委員長

ここで15分くらい休憩して、その間に資料を眺めて頂いて、それから意見をお聞きするということにしたいと思います。15分休憩とさせて頂きます。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、これより11時15分まで休憩させて頂きます。再開は11時15分にさせて頂きますので、よろしくお願いいたします。

[休憩 11:00~11:15]

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは再開させて頂きたいと思います。芦田委員長、よろしくお願いいたします。

芦田委員長

それでは再開いたします。

これから、河川整備計画内容についてご意見をお伺いしたいと思います。特にダムの辺りは、新しく出たところでありますので、その辺りもご意見があるかと思いますが。

倉田委員

ダムではありませんが、ちょっと気になりますのは、河川整備の内容の中の - 17 ページに「5.4 漁業」というのがあるのです。ところが、環境・利用部会では、かなり具体的なことを提案しているのです。第 部の - 17 ページに書いてある文章を見てみますと、上っ面をなでたような文章で、中身がもうひとつ的確に指摘できていないと思います。環境・利用部会の方の漁業についての提案と、ここでの提案があるわけですが、まとめる時にはどうなさるのか心配なので聞いてみたかったです。

芦田委員長

漁業については、倉田委員はいろいろご意見を出しておられます。特に琵琶湖の漁業の問題につきまして、入ってないですね。

倉田委員

ここには入っておりません。

今本委員

漁業をどうするかという問題は、作業部会でも議論したのですが、河川整備計画という観点から見ますと、いわゆる魚が棲める川にしないといけないということに重点を置こうということですので、現在のような文章になっております。倉田委員の意見ももちろん読ませて頂いておりますので、あと1カ月ありますので、その辺のところも入れて、もう1度検討したいと思います。できましたら、その部分に関しての意見を言うために作業部会にもご出席頂ければ一番ありがたいと思いますので、また連絡させてもらいます。よろしくお願いします。

芦田委員長

できましたら、倉田委員は随分ご意見を出しておられますし、ご意見を入れて頂いたらよいと思います。もしも、十分に入ることができなければ、これは最終的には少数意見というような格好で出して頂くことになるのですが、そうならないように、できるだけ意見を反映するような格好で作業部会の方でお願いしたいと思います。

今本委員

書かない方がよいという意見もかなりあって、このようになっています。ただ、その真意が理解できなくてそう言っている面があるのかもわかりませんし、今、委員長が言われましたように、倉田委員のご意見はご意見としてきちっと残しておくことも重要だと思いますから、どう取り扱うかは、次までにはきちんと結論を出します。

芦田委員長

琵琶湖の漁業は、壊滅的な状況になっていると、そう言ってよいかどうかちょっとわかりませんが、そういう状況です。積極的な支援策を書く必要があるのではないかと私自身は思っておりますから、できるだけ倉田委員のご意見を取り入れて頂いてと思います。他の意見もあると思います。その辺りを調整して頂きたいと思います。

嘉田委員

琵琶湖漁業についてですが、そもそも琵琶湖総合開発の計画があった昭和30年代に漁業へのどのような影響があるかということで随分調査研究もなされ、その時はまさに主体は建設省であったわけです。その結果があわられているわけで、倉田委員の言われますように大変壊滅的です。漁業者の方の意見を聞きますと、ここ20年ほど漁獲高は1割くらいに減っているということです。つまり、9割減少ということです。まさに琵琶湖総合開発そのものの影響が漁業にあらわれているわけです。歴史的経緯からしてこの水資源開発の影響は大変大きいということですから、是非とも確実に書いて頂けたらと思います。

西野委員

第部につきましては、今日初めて見たということもありまして、各部会のとの整合性がまだ十分とれていないと思います。特に環境・利用部会につきましては、先ほど倉田委員がおっしゃったように、漁業の問題以外でも整合性がとれてないので、それを少し作業する必要があると思います。

もう1点、丹生ダムにつきましては、-23ページの上から7行目のところに、『淀川水系の異常湧水時の緊急水の補給』について」というのがあるのですが、本当に補給できるだけのボリュームがあるかどうかということを確認検討する必要があるということと、もう1点は、琵琶湖の水質に対する影響ですね。丹生ダムの琵琶湖の水質に対する影響というのが書かれてないので、追加する必要があると思います。

芦田委員長

これは、作業は各部会からの提出された資料をとりまとめるのは大変な作業だったと思うんですね。従いまして、皆さまのご意見が十分反映してないところももちろんあると思いますが、今のご発言の件等につきましては、このように入れたらどうかというようにきちっとした成文をして頂いて、出して頂いたら非常にありがたいと思いますけど、よろしくをお願いします。

寺川委員

やはりまだ不備な部分、言い足りないところがあるように思います。先ほどからおっしゃっているように次回の委員会で最終確定するということですから、第部に対して委員からご意見を頂いて修正するということを明確にしておいて頂きたいと思います。

芦田委員長

わかりました。そのようにさせて頂きたいと思います。よろしいでしょうか。

田中哲夫委員

今本委員にお伺いしたいのですが、私は猪名川のところを主にとりまとめておりまして、ちょっと理解できてないところを教えてください。-23ページの下から8行目、「したがって、余野川ダムの問題は、多田地区の浸水被害を軽減するための『一庫ダムの治水機能強化』、一庫ダムの一部利水容量の『余野川ダムへの振替』、『余野川ダムの建設』に分けて考える必要がある。」と書いてあります。この辺の意味が、特に「余野川ダムへの振替、余野川ダムの建設に分ける」という辺が理解できないのです。

今本委員

普通のダムですと、ある川にダムをつくって、治水、利水、環境、いろいろな面から検討されるわけです。余野川ダムだけは、猪名川本川につくられるものではなく、支川の余野川からさらに支川の北山川というところに移して建設するというので、この問題を考えていく上で、例えば浸水被害を解消するという目的に合致しているかどうか、余野川ダムの建設がこの被害の軽減に役に立つのかどうかということに分けて考えるということです。ここでは、余野川ダムだけではその問題は解決しませんと、もっと他の分もやって下さいという書き方になっているのですけれども、そのように1つ1つの目的に分けて書いていこうということです。

田中哲夫委員

わかりました。

榎屋委員

- 1 ページなのですが、(2) 住民との連携・協働というのがあります。河川整備計画基礎原案を見ますと、(2) 住民との連携・協働というところの最初に、環境教育を推進するということが書いてあるのです。その辺が第 部には抜けているので、何か要るのではないかと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

田中真澄委員

- 22 ページの(3) 川上ダムの5行目のところで、「既往最大規模の洪水による浸水被害の解消」ということで4行にわたって書かれていますのですが、これは、例えば従来の年確率の最大高水量の計算から、狭窄部上流における流量としては既往最大規模、既往最大流量という方向転換をしたということ書かれています。しかし、今はまだ各河川は全部年確率の方式法で計算されていまして、今回淀川水系で初めてだろうと思ひますが、こういう方式に切りかえていったということであれば、その方向転換について、わかりやすく少し説明して頂けたらありがたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひします。

塚本委員

7のダムのところなのですが、今回の新たな河川整備計画を踏み出したのは、30年を見据えたということですね。今の一般の方たちというのは、増水、洪水、越水、浸水、被害というこのボリュームというかレンジを持ってないですね。洪水と云ったらすぐに被害だという認識をもちます。

だけでも、今までいろいろ議論してきまして、実は環境も含めて流域対応というのが出てきたのも、先ほど言われた洪水の確率ではないということも含めたら、将来に向けて、許容洪水、要するにあふれる可能性があるのだと、それに対してどう対応していったらよいかということを含めるような考え方で精査検討をして頂きたい。従来通りに調べたら、やはりダム計画の中止は無理ですよということになる、そうではない新たな考え方で検討していくということをやりたいと思ひます。これが将来にわたって、もっと川が流域になっていく非常に大事な部分になるので、このところでは是非そういう、絶対堤内へ水を出さないでやるのではなくて、越水を許容する方向性で検討してもらいたいというこ

との内容を、少しくまなく表現できないかなと思います。私も考えて文章をつくって出します。

芦田委員長

その他ありませんか。

いずれにしても、ダムの問題につきましては調査を継続し、あらゆる代替案を検討するということになっておりますが、これに流域委員会としてどういうことを検討すべきかとか、どういう考えで検討すべきかと意見を述べておりますが、必ずしも全部カバーしているわけではありません。今日の意見もちろん参考にして頂くのですが、今日意見を述べてないから、もう後は駄目だと、意見は出せないということではありません。

谷田委員

教えて頂きたいのですが、それぞれ4つのダムについて、最後の結論に近い言い方として、例えば大戸川ダムですと、「中止することも選択肢の1つとして根本的な見直しが必要である」、川上ダムについては、「これを代替できるかどうかダム建設の可否を支配することになる」というのが結論だと思います。丹生ダムについては、「代替の可能性の大きい丹生ダムについては、環境面からも抜本的な見直しが必要であると考えられる」、それから余野川につきましては、「中止することも選択肢の1つとして、抜本的な見直しが必要である」という結論部分に関わる書きぶりが、かなりニュアンスが違っているのですが、それはそういうニュアンスを込めて案を作っておられるのですね。

今本委員

そう理解して頂いて結構だと思います。ただ、そのことを作業部会案という形で出していて、委員会として検討しておりません。作業部会で決めるにはあまりにも重要なことですから、その辺のところのご意見もお寄せ頂いて、最終案にしたいと思っております。

谷田委員

わかりました。例えば、川上ダムに書いてある、「これを代替できるかどうかダム建設の可否を支配することになる」という表現ですと、提言からいって、より肯定的になっているのか、より否定的になっている表現なのか、どちらと理解とすればよろしいのでしょうか。

今本委員

作業部会は、あくまで提言に沿った形で、ダムは原則として建設しないから始まっています。この「支配することになる」というのは、もし代替案でいけるのなら、このダムは要らないのではないかという意味で、委員会としては抜本的な見直しをどのダムについてもして頂きたいということは確かです。ですから、これはそういう意味では記述が抜けております。あえて抜いたということは全くありません。

谷田委員

ありがとうございました。

江頭委員

第部の作り方についての質問といいますか、ここで統一しておかないといけないことが1点あると思います。例えば一例を挙げさせていただきますと、-3ページの河川環境のところをご覧頂きますと、例えば河川形状のところは淀川本川中心に書かれています。これは他部会から意見がまだ出てきてないので、こういう書き方になっているのだと思いますが、例えば(1)の横断方向の河川形状の修復というところを見ますと、淀川の下流域の問題、主としてそういう格好で書かれているわけです。ここは、今後、部会の意見がそのまま入るような格好でまとめていくのか、そこら辺の意見をまとめた方がよいのではないかと思います。

それから、これは新しい意見なのですが、例えば治水のところまでこれまであまり議論してない問題が1点、重要な問題としてあります。治水のところでは破堤の問題が非常に大きなウエートを持っているわけですが、その中で1つ抜けていますのが、現在の堤防の安定性の診断技術ですね、こういったものを少し織り込んだ方がよいのではないかと思います。

今本委員

まず、最初の河川形状のことについてですが、これは基礎原案に対する意見ですので、河川全般を論じているわけではありません。基礎原案を対象にして考えた場合に、河川形状の修復が問題になっているのは淀川の本川部分が多いわけです。その場合に、どのような考えで河川形状を考えたらいいかということのために淀川だけの記述になっています。確かに他の部会から出てきてなかったがためにこれがメインになっています。是非この機会にそれぞれの部会でも検討して頂いて、もし河川ごとに考え方を考えてこういうものを検討しなければならぬということがありましたら、是非その意見をお寄せ頂いて、作業部会で取り上げたいと思っております。

それから、先ほどの堤防の診断技術につきましては、基礎原案にそういうことが抜けているから検討しなさいという意見を出すべきであるというご意見でしたら、この意見書にどういう形で反映させたらよいかを文章でお出し願いたいと思います。作業部会は、意見をまとめる役だと私は思っております。特に、江頭委員は、治水部会ではとりまとめの担当でもあったわけです。堤防に関する内容が意見書に反映されてないのは、江頭委員の文章がなかったからです。

芦田委員長

具体的に意見を出して頂きたいということですね。

今本委員

そうです。

芦田委員長

河川形状、その他について、これから琵琶湖部会、各部会から若干出てくるだろうと思っているので、今日確定しないというのはそのためなのです。

今本委員

もちろん、意見を出すなどと言っているのではないです。作業部会は、言われたことをする部会ではないと思っています。ですから、意見を出して取り上げなかったら、作業部会は何をしているのだと、私は出したはずではないかと仰って頂いてよいのです。例えば、倉田委員のご意見は私は非常に真剣に聞いております。確かに、意見が出ていたにもかかわらず反映されていない部分があります。しかし、こういうことを検討しなさいという意見については、是非文章にして出して頂きたいと思います。

山本委員

作業部会の皆さまのご苦勞というのを目のあたりにしまして、大変敬意を表しております。それと、今日しか多分申し上げる機会がないので、一言申し上げたいと思います。先ほどご紹介ありました、第 部の方の「河川整備の方針について(案)」の「はじめに」と「おわりに」で皆さまご覧になったと思います。新しい審議プロセス、徹底した情報公開で、委員みずから動いた、それで自主的な運営がなされたというのをどのようにされているのだろうということです。私は、こういうことに関わったのは初めてですので、興味本位でいろいろなところに顔を出させて頂きました。例えば運営会議に一任するといったら、運営会議というのは密室ではないのかと言いましたら、来て頂くのは自由ですよとおっしゃって頂きましたし、作業部会でやるといったら、それも作業部会でどういう意見の取捨選択がなされるのかと言いますと、来て頂いてその場で意見を言って頂くのも結構ですとおっしゃって頂きまして、何度か伺ったことがあります。

その中で、他の委員の皆さまに対してというよりは、こちらに今日来て頂いています参加者の方に申し上げたいのですけれども、やはり徹底して討論されて、そしてその中で取捨選択されていった過程で、委員会として意見をまとめ上げられたということはすごく重要だと思います。

私ももちろん自分の意見というものもありまして、出したりします。例えば委員会としてある程度皆さまで共通認識になっていることから外れていることとかですと、やはり最後にまとめになると外れていくわけです。その段階で、その意見を残して頂きたいということになると少数意見でしかないのだろうなと思うわけです。これはすごく大事なことと思っています。これから先、住民との対話集会とか、円卓会議方式とかいったようなことが住民参加の反映の具体的な方法として提案されていて、既にスタートしているわけです。その中でも、住民がどのように意見を言っていて、それが取捨選択されていくのかとか、討論されていくのかとか、密室の中ではないのだというようなことを、ここで実践してきたことが続いて行って欲しいという願いを込めて、この「はじめに」と「おわりに」を書かれたと思っています。

私は、一昨日からの作業部会は伺っておりません。それは、最後にいろいろな意見があるだろうということもあったのですけれども、例えば「おわりに」のところに、「意見を寄せて頂いた多くの人々の支えがあった」ということを書いてらっしゃいます。一般の方からのご意見というのも、こんな意見が来ていたなとか、あの時あの人はこういう発言をしていたというようなことが随分と作業部会の中でも出ていて、それがまた反映されているというのも見たというのもありますし、それとまた、策定とか、こういう審議の形というものの中にお互いの信頼関係というのにも必要だと思います。

誠実さとか信頼関係というのを河川管理者と住民との間にも求めておりますし、河川管理者と流域委員会の間にも求めているわけです。それはやはり最後の最後までじっと見て

ないといけないものなのか、じっと皆さままで見ていないといけないのだけれども、ある程度信頼して任せられる部分というのがなくてはいけないよというようなことを、この2年半以上かけて作り出してきたものだと思っているのです。ですから、私は、作業部会にお任せしておかした方向に行ってしまったとか、違う意見になってしまっているのだというようなことは殆ど感じていないわけです。その点は、どうぞ今日いらっしゃっている参加者の方にもご理解願いたいと思うので、あえて発言させて頂きました。

本多委員

私も、山本委員と同じ思いを持っています。例えば、今回、余野川ダムの部分が載っております。これは従来猪名川部会で私と細川委員で三菱総合研究所の事務所で夜中の2時半くらいまでまとめたものを、さらに田中委員が部会の作業リーダーということでまとめられ、それをまた私と細川委員で朝の10時からまとめて、ようやくここに載せて頂いたものを今本委員が他との関係を整合して、またつくって頂いたというようにしています。今本委員は、これはただのまとめで、皆さまに議論して頂くためのものだとおっしゃっています。それをつくる過程の中でもいろいろな委員が何度も何度も関わりながら、ようやくまとめというようなものをつくってきたのだと思います。まさに、どこかの庶務や行政が書いたものに我々が意見を述べるというよりも、本当に実務の段階から作業部会の中心的なメンバーの方が深夜3時、4時というような時間までかけて、私たちの力で作り上げてきたというものだと私も思っています。

今、何か質問があると、今本委員、これはどういうことなのかというように、実は全部質問が今本委員へ行っています。でも今本委員がまとめて下さる後ろには多くの委員の皆さまも一緒になってこれをつくってきたのだというのが実はあるのですよと、決して今本レポートではないのですよということをつけ加えておきたいと思えます。

川那部委員

ダムの7.2という部分に関して作業部会から、こういうものを現段階で書く方がよろしいか、それとも河川管理者の調査・検討結果が出てくるまで待った方がよろしいかという問いがありました。私は、その点に関しては、こういうことは検討すべきであるという内容は今の段階でやはり書いておく方がよろしいという意味で、ここに書いてある調査検討内容のようなことが現段階で書かれた方がよいと思います。その点では明らかに賛成します。

ただ、最後の部分で、おのおののダムについて少しニュアンスの違う文章になっているところは、現段階では殆ど同じような物の言い方をしておいて、具体的なことについて実施なのか、相変わらず検討なのか、或いは中止なのかというのは当然に次の段階で出てくるものでしょうから、それから後できちんと判断した方がよいのではないかと思います。

芦田委員長

確かに、代替案を十分検討し調査をやって、その結果で提言の趣旨に沿ってやるかどうかも含めて検討するという事になっておりますので、ダムの方向性を決めるような文章にしない方がよいかも知れません。

寺田委員長代理

私も川那部委員と全く同じ意見です。ダムは調査・検討ということではありますが、どういう事柄について調査・検討が必要かということをはっきり指摘するということは、やはり意見書では大事なことだということで、こういう項目をつくって頂いて本当によかったと思います。

それから、もう1点。例えば丹生ダムの最後に書いてあります、各ダムではこれまでに土地の手当て等いろいろなことが進んでいるところ等、進捗状況はいろいろ段階があると思います。そういう中で国土交通省に関わることを以外の、例えば都道府県が関わる部分とあって、その中には調査・検討過程でとまってはいけない部分というのもあると思います。やらなければいけないことがダム建設を前提に全くされてないというようなことについては指摘すべき点があると思います。この辺のところについて、文章は長くなってもよいと私は思います。非常にコンパクトに書いておられるので、わかる人はわかるのですが、もう少し説明を加えないと正確に伝わらない部分があります。ですから、是非この辺のところはもう少し補充をして、私からも具体的意見でお出ししたいと思いますが、その辺は書いた方がよいと思っています。

谷田委員

議事の進行についてちょっとお尋ねしたいのですが、整備内容シートについてのコメントは別の機会の議題として考えておられるのですか、或いはこれについての意見を言わせて頂いてよろしいでしょうか。

今本委員

整備内容シートはたくさんありますので、重要だと思われるところでしたらこの場で言ってお下さい。整備内容シートについてのまとめ方を言いますと、各委員からいろいろな意見が出ておりました。その意見をどのようにまとめるか非常に苦労したのですが、5~6人から来た委員の意見をまとめてもらいました。そのまとめた意見に対してまた他の人に読んでもらって、きちんとまとまっているかどうかをチェックしてもらいました。また、それで妥当かどうかということでも読んでもらっています。ですから、意見を出された方から見ると、自分の意見が反映されてないという部分はあると思います。それについては意見をお寄せ下さい。

谷田委員

いや、実は逆なのです。河川の横断方向の形状に関する記載は、従来の案では、非常に金太郎あめ的だったのですが、今拝見したら非常に具体的で、場所に即応したのを書いておられて、感銘を受けました。

芦田委員長

河川整備計画内容シートも議論する方がよいのでしょうけど、時間的に細かいところまでは無理だと思いますので、今のように大きな意見を出して頂きたいと思います。

榎屋委員

補足させて頂きますと、環境のところを谷田委員に非常におほめを頂いたのですけれども、ここは最終的に私が見直しました。資料2-3-2と対比して見て頂きますと、例えば

環境-5を見て頂きますと、1行くらいで済まされています。今回はそういうことではいけないのではないかということで、紀平委員に非常にご苦労頂いて、やはりその土地に即した内容にしようということにしました。例えば環境-5とか6ですね。その辺をよく見て頂ければ、その辺の苦労のさまがわかるのではないかと思います。紀平委員には、個々のものについて十分見て頂いて、その場所に即した意見を出して頂いて、書いて頂いたということです。

寺川委員

確認ですが、予定では、整備内容シートについての意見案は本日確定ということになっています。しかし、かなり膨大な量ですから、また意見を出してもらって、作業部会で修正するということになるのでしょうか。確認したいと思います。

芦田委員長

整備内容シートについての意見は、今日確定できないでしょう。ですから、意見を出して頂いてと思います。

今本委員

当初の予定では10月29日の今日の委員会で一段落ということでしたが、もう1回委員会を開くことになりましたので、よい方向に向けて努力したいと思います。

資料2-1にありますように、意見書と意見書に分けることになりましたから、意見書の整備内容シートについても、時間のある限り、よいものにしていきたいと思います。

芦田委員長

整備内容に対する意見と、整備内容シートについての意見というのは同じような格好でやりたいと思います。

寺川委員

私も、その方がよいだろうと思います。ただ、近畿地方整備局との関係とかあると思います。それと、12月9日以降に意見書の提出等を行うということになるわけですか。

芦田委員長

そうですね。そういうことです。

寺川委員

わかりました。

今本委員

今日の段階では、第 部と第 部で「河川整備の方針について」と「整備内容について」とが別冊になっています。これを合本したいと思っています。ですから、「おわりに」の部分は、「整備内容について」という分のさらに終わりに来ます。そういう目で見ますと非常に記述に重複が多いものですから、は作業部会でできるところは修正します。決して新たな意見を言うなどが、そういうことを言っているわけではありません。

修正案は、17日頃に固めるつもりです。17日くらいに固めないと、その固まった意見を皆さま方に配ることができないわけですね。読んでてもらわないことには、委員会をしても意見を言いにくいと思いますので、次はそういう目標で作業をしたいと思いますから、まだまだ意見をお寄せ頂いて結構です。整備内容シートも含めてお願いしたいと思います。

芦田委員長

それから、第 部の整備内容のうち、特に整備内容シートについて、我々は非常にたくさん意見を書いているのですが、これは国土交通省にも参考になるとと思いますが、国土交通省から見て、何かわからないというようなことがあるのではないかと思います。そういうような質問を出して頂けたらよいかと思いますが、いかがでしょうか。実際に整備して頂く人がわからないようなことでは困りますから。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

見させて頂いて、よくわからないという点があれば、質問させていただきます。

芦田委員長

見直して、我々が誤解している面があるかもわかりませんし、そういう点があれば修正する必要があると思います。その辺りの意思疎通を図っておく必要がありますので、何日前に出して頂きましょうか。

今本委員

15日くらいまでに頂ければありがたいです。よろしくお願いします。

塚本委員

いろいろ作業部会でいつもよくやって頂く、それは当然なのですが、実は、本当に住民もいろいろやっている時には、極端に言ったらそのようなことはあたり前のことで、何日かかろうと、要するにこれを本当にやらなければならないという時には、やはり皆さまがそういう気持ちでやっていく、それを知っているということで人は多分連携とか信頼関係が生まれネットができていくと思います。

もう1つ、基礎原案の中に、一番初めの「はじめに」というところに書いてありますように、いろいろな意見を聞きます、或いは将来に中止したり修正したり追加がありますとなっています。ですから、もう少し気持ちを楽にして、川那部委員が言われたように、例えばこの議論では考え方が2つあるとか3つあるとかいうのも別に構わないですね。できるだけ何とかまとめていくということの結果であれば、私もそのつもりでいます。ありがたいことにこれは公開ですから、意見は全部載るわけです。これもちゃんと管理者というのはやはり責任を持ってやらなければなりません。従ってよい意見であれば、採り入れて是非実行したいという内容のことが「はじめに」に書かれています。ですからあまり、ここでこれだけでやらないといけいないのだ気持ちを固くせず、もうちょっと楽にしてやって頂きたいと思います。

西野委員

確認をしたいのですが、第 部に出す意見と部会との整合性のところで気になって

いるのですが、どうしても重複が出てまいります。その重複はどのように整理をする方針であるのかというのをお聞かせ頂けたらありがたいと思います。

例えば、環境・利用部会では、データの収集システムとかいろいろ提案をしているわけです。それは、第 部の河川環境のところにも入れる方向で考えればいいのかということなんです。また、整備内シートについても、その提案に関連してこういうことをやったらどうかという意見というのものもあるわけです。そこはどのように整理をしていったらいいのか、自分でもよく理解ができてないので、方針みたいなものを教えて頂けるとありがたいです。

芦田委員長

重複してもよいと思います。部会意見としてお持ちのご意見はどんどんと出して頂くということで、作業部会の方で重複のところは適当にカットする等しますので、ご遠慮なく出して頂くということでよいと思います。よろしいですか。

今までのところをちょっととりまとめておきたいと思います。河川整備の方針については、特に「はじめに」のところ、或いは「おわりに」のところについて意見が出ましたけども、大筋としては了承されたということですのでよろしいでしょうか。もちろん、今日出たご意見については、それに基づいて検討して修正するというにしたいと思います。それで、「河川整備の内容について」は、河川整備計画内容シートも含めて意見をこれからまだ出して頂くということで、今日確定ではなくて、17日頃までに、できるだけこういう文章を入れた方がよいという文章化をして出して頂くと、それで作業部会で調整して頂くことにしたいと思います。

寺川委員

17日頃というのはよくないので、もう少し早い方がよいと思います。

芦田委員長

はい、わかりました。15日でよろしいでしょうか。

今本委員

もちろん、自由に書いて頂いて、また重複しても結構なんですけども、もし書いている内容と違うことになるようなことがあったら困りますので、至急教えて下さい。整備内容シートも事業について実施で可、実施でよろしいというのが、実施してはいけないとかいうようなことを他の部会で書かれたら、これは困るのです。ですから、そういう意見があれば、調整したいと思いますので、大至急意見を願いたいと思います。

芦田委員長

意見書に載らない場合は、少数意見ということになることもあり得るということをご理解頂きたいと思います。もちろん、意見は全部出します。

それでは、三田村部会長からご説明をお願いします。

三田村委員

資料2-4-1をご覧になって頂きたいと思います。芦田委員長がご説明下さいましたよ

うに、私どもがやらなければならない仕事の1つです。計画策定における住民意見の反映についてという案をご説明させていただきます。

先ほど構成変更案が提案されましたけども、意見書の2つ目に相当すると思います。そういう意味では、少し文言が変わってまいります。内容の変化はないと思っておりますが、細かい文言が変わってまいります。例えば、特に 部に部会意見というのがあります。テーマ別部会の中に住民参加部会というのがありますが、その中の表現として 部のどこどこに記述してあるとか、そういう表現があります。そういうところは変わってまいりますので、ご理解頂いた上でご説明をしていきたいと思っております。

1 ページ目の目次の欄を見て頂きますと、大体このような内容で計画策定における住民意見の反映についてというのが書いてあります。目次に書いてあります。かなりの部分は、以前に委員会が、5月の半ばに提言別冊として提出いたしました。「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について - 淀川水系流域委員会提言別冊 - 」の、ある意味でバージョンアップです。従いまして、他の意見書のように基礎原案の5章の内容と一対一対応といえますが、そういうような性格のものとは少し異にしておりますので、それをご説明させて頂きたいと思っております。時間の関係もありますので、簡単にご説明いたします。

資料2-4-1の -1 ページ、「はじめに」の一番上のところに書いてありますように、住民参加、或いは住民意見の反映には、様々な方法、形、段階というのがあります。それが部会意見の中にも書いてありますように、私たち、普通の住民はどのように反映していてももらえばよいのか、参加していけばよいのかということが書いてあります。部会意見だけではなく整備内容シートにも書いてあります。

例えば各種委員会、この委員会もそうだろうと思っております。そこに参加していくとか、或いは協議会が幾つも挙がっております。多分20個くらい管理者は提案してらっしゃいます。その中に参加するというのも1つの形態でありましょう。それから住民によるモニタリングの参加、それを河川管理者が汲み上げて頂くと、そういうシステムがあると思っております。或いは、河川レンジャーというのも挙げております。そういう形での参加というのもあると思っております。或いは、従来の説明会とか公聴会等に出席していくというのもあると思っております。公聴会は、従来あったかどうかは別個にいたしましても、そういうようなのもあると思っております。それから、一番直接的な方法として、私どもが提案しております。対話集会へ出席して住民意見を反映して頂くというものもあります。幾つかの段階がありますが、第 部に書いてありますのは、大体は対話集会についてです。

そのことが -2 ページの2つ目のパラグラフに書いてあります。「なお」の文章ですけれども、「本第 部『計画策定における住民意見の反映について』は流域委員会の提言別冊をさらに具体化し、住民意見の反映方法の1つである『対話集会』の進め方を中心に述べたものである」と書いてあります。他の部分については部会意見の中に検討事項を書いてありますので、それをご参考にして頂ければと思います。

簡単に順番に追いかけていきたいと思っておりますが、1つ目として、「住民参加と住民意見の反映の基本的な考え方」、これは殆どが提言別冊と同じです。 -4 ページまで進んで頂きたいと思っておりますが、今までの総括をこの中で簡単にしております。今まで流域委員会活動として行ってきた住民参加、或いは住民意見の反映方法についてというのを総括しております。それが -4 から -6 のかなりの部分まで書いてあります。

それから、一般意見聴取試行を各部会主催、或いは流域委員会主催等でやっております

ので、その総括もしております。 - 7 ページにあります。河川管理者が行っていらっしゃるのがあります。それを少し評価しております。これから対話集会等でまさに私どもの提案を受けて頂いて、住民意見の反映を試そうとしていらっしゃるのですけれども、その結果についてはまだ総括できておりません。

- 8 ページをご覧になって頂きたいと思います。そこで、いろいろな方法があるのですが、現況のところ、委員会が考えられる直接的な意見の反映方法に一番適した実効のある方法としては対話集会であろうということを提案しております。それについて少し具体的に、どういう考え方で、どういう進め方があるのだろうかということがそこから最後の方までかなり述べております。

例えば、「対話集会の考え方と実際」で、基本的な考え方だとか目的はどうなっているのか、運営方法だとか、それから会議の形式はラウンドテーブルでやって頂きたいとか、そのようなものが書いてあります。

それから、 - 9 ページの真ん中辺りに、具体化としてどういう方法があるのだろうかというので、ファシリテーターという片仮名で申し訳ないのですが、具体的には対話進行者ですが、これについて書いています。普通の司会ではなくて、住民の意見を十分引き出す能力のある方にやって頂くわけです。例えば、非常に言葉を言いにくいといいますが、ちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、適切な言葉が出せないような、そういう住民の方もいらっしゃると思いますから、その人の真意をファシリテーターは汲み出して、それで討論して頂くということになります。そういう大変な役割ですが、そういうようなことが書いてあります。

- 10 ページをご覧になって頂きたいのですが、一番下の 4.3.6 のところに、例えば対話集会の中で河川管理者が行う住民意見の反映方法として、対話集会の一定の結論といいますか、或いは意見集約みたいなものをどのように反映して頂くかというようなことを最後のところでまとめてあります。

- 11 ページには、今後の課題といいますか、具体的な提案はしてありませんが、そのことが述べてあります。ちょっと読ませて頂きますと、5 のところです。「より望ましい住民意見の聴取・反映に向けた研究と開発」で、対話集会に期待するものは多いが、対話集会だけで形式的に住民意見の反映手法とするのは不十分であります。より望ましい住民意見の聴取・反映に向けて、様々な課題について行政と住民、住民相互間の徹底した、根気のよい対話が今後ますます必要になってくると思います。その中で、よりよい住民意見の聴取・反映方法を見出していくことが必要であろうということでこの冊子を、第 部をとじております。

それで裏表紙をご覧になって頂きたいと思います。対話集会のイメージ図を簡単に挙げました。ラウンド、円卓ということで全体を丸くしております。ここではテーマ例として「どうするんだ！河川敷」というテーマになっていますが、これは河川管理者が行われる予定です。

第 1 回の対話集会のテーマをここに載せさせて頂きましたけども、ファシリテーターが今発言しているような、黒い人がたの図です。そこに 1 人いらっしゃって、その周りに対話集会の出席者、これはいろいろな方法で選ばれてくると思います。最終的にはファシリテーターが決断しなければならない、そういう大変な作業をされるわけです。

その周りに流域委員会の委員がオブザーバーとして、やはり今までの経緯等もありますので、参加せざるを得ないだろうというので、3 人ありますけど、多分 2 人くらいになる

と思います。それから、庶務と書いてありますのは、庶務と調整の結果、参加して下さりそうなので、ここに書いてあります。といいますのは、流域委員だけでは今までの経緯を全部把握することは困難でありますし、資料も、私を含めてかなりの委員はどこかに紛失していらっしやると思いますから、そのかなりの部分を庶務が持ってきて頂いて、そこで補助して頂く、そういう役割です。

それから、左の方に事務担当、これは普通の記録等のことです。それから、河川管理者がいらっしやって、周りに一般傍聴者並びに報道機関がいますと、そういうラウンドテーブルで対話集会をやって頂ければという1つの案です。河川管理者はいろいろなやり方を多分なさると思います。こういうラウンドテーブルを幾つか設けて、その同じ日にもう一度全部集まってというやり方もなさるようでもありますのでいろいろなやり方があると思いますが、私どもがイメージとして考えておりますのはこのようなところです。

簡単ではありますが、第 部の「計画策定における住民意見の反映について(案)」をご説明させて頂きました。

作業部会の川上委員と荻野委員、何かコメント、補足はありますか。よろしいですか。では、ご議論よろしくお願いいいたします。

芦田委員長

資料2-4-1につきましては前もって送って頂いておりましたので、皆さま読んで頂いたと思いますが、何かご意見ありませんか。

河川管理者も住民も慣れないテーマですので、やってみないとわからない、やりながら進化していくという面が多分にあるとは思いますが、それにしてもこういう方法でやったかどうかという1つの提案をしたわけです。

何かありませんでしょうか。ご了承頂けるでしょうか。それでは、皆さま、特に今まででもよく議論しておりますので、もうこれでよいのではないかというようなことで、これは確定させて頂きたいと思えます。

それでは次に、各部会から意見をお伺いするということですが、時間の関係で、庶務の方でとりまとめて状況を説明して頂きたいと思えます。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略:資料2-5の説明]

芦田委員長

部会長、何か補足頂くことがありますか。

三田村委員

住民参加部会については少し遅れている部分があります。他の部会とも関わる部分を住民参加部会で引き受けた理由にもあります。河川レンジャー、それから社会的合意、合意形成の部分です。それについては全委員からご意見をお寄せ頂ければありがたいと思えます。特に河川レンジャーと合意形成のことに関しては全委員が関わる部分でもありますので、意見をお寄せ頂きたいと思えます。

5日までをお願いしたいと思えます。11月6日に作業部会で作業して、10日の部会の作業部会で議論してほぼ確定したいと思えますので、11月5日までにご意見を頂きたいと思

います。どうぞよろしくお願いいいたします。

芦田委員長

それでは、次の計画策定後の流域委員会について入りたいと思います。

前回委員会で、河川整備計画基礎原案には流域委員会を継続するという事になっているわけですが、それによってこの河川整備計画が計画通り進行していくかどうかチェックし、フォローしていくということです。これは重要な問題で、前回、これをどうするかということを議論いたしまして、前回の委員会では、数名の委員で委員会を作成して原案をつくり、そして次回の最終の委員会でご承認を得るということをお話ししました。もちろん、その前に各委員に、こういう内容についてこういうことを考えているということをお送りして意見募集することはやります。そういう手続でやるということにしたわけです。

本日、そのメンバーとどういうことをやるかということをお諮りしたいということですので、資料3をご覧頂きたいと思います。資料3の2ページ目に、私がお願いしたいということで書いているメンバー案が出ているわけです。本日も承認頂ければ、このメンバーで作業を開始したいと思いますが、いかがでしょうか。住民参加部会等を中心として、各地区部会のメンバーに入って頂くというような構成で一応考えたわけです。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そういうことで進めたいと思います。

内容としましては、流域委員会の目的、それから作業の内容、どういうことをやっている等を委員会だけでは膨大な事項を全部チェックするわけにはいきませんので、委員会の構成をどうするかとか、かなり詳細に決めておく必要があると思います。もちろん、国土交通省の方におきまして、こういうことをお願いしたいという希望がありますでしょうか、それも十分入れていかないといけないということで、次回の委員会までに検討会を2、3回やる必要があるのではないかと考えています。ご意見、ご注文ありましたら、お願いしたいと思います。

榎屋委員

メンバーを見せて頂いて、大体これでよいと思います。ただ、地域別で見ますと、淀川が4人で、琵琶湖が4人で、猪名川が1人というのですが、もう1人くらい猪名川部会から必要ではないでしょうか。

芦田委員長

特に猪名川を減らしたという意識はありませんでした。

西野委員

検討メンバーが作成した方針案を12月9日の委員会に諮るということですが、できましたら、少し前に委員の方にファクス等で頂けたら、検討する時間があってありがたいのです。

芦田委員長

そうですね。方針案をどのようにするか、実際には作業をやってみないといけませんけども、運営会議までに皆さまのご意見をお伺いするのか、或いは運営会議をやりまして、

その後、そこで大体方針を決めた事項について皆さまのご意見をお伺いするか、これは検討会で最初の段階でスケジュールを決めたいと思っております。いずれにしましても、皆さまのご意見を前もってお伺いして、それを十分入れる形にして検討したものを次回の委員会に提出するというにしたいと思っております。

よろしいでしょうか。それでは、こういうことで進めさせて頂きたいと思っております。

今後のスケジュールについて庶務の方でご説明頂けますか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

今後のスケジュールにつきましては、12月9日に委員会が開催される予定になっております。16時から19時です。一応、現在予定されている委員会としては、こちらの方が最終の委員会ということで予定されております。本日の委員会から12月9日の委員会までの間につきましては、基本的には各部会の予定は今のところ入っていません。住民参加部会が検討会を予定しているということと、それから先ほど委員長がご説明ありましたような、今後の流域委員会についての会議が2、3回開かれる予定になっているということです。なお、11月26日の水曜日、10時から13時に運営会議が予定されております。こちらの方で今後の流域委員会等についての議論がなされまして、12月9日に委員会が開催されるというような予定となっております。

なお、テーマ別部会につきましては、先ほど述べたように、意見の照会の予定があります。また、地域別部会につきましては、基礎原案5章に対応する部分の意見の整理ということで、11月の前半に作業をお願いするような形となっておりますので、それぞれの委員の方には、あと若干の作業といたしますが、意見集約等のお願いをさせて頂きたいと思っております。今後の予定については以上です。

芦田委員長

以上ですが、いよいよ大詰めですので、よろしく申し上げます。特に、作業部会の委員の方には非常にご苦勞をかけておりますが、体を壊さないように、よろしく申し上げます。

それでは、ここで傍聴者の方からご意見をお伺いしたいと思っております。

傍聴者(千代延)

吹田の千代延です。

まず第1点は、今日お配り頂いた第 部「河川整備内容について」のダムのところについてです。今までは流域委員会では、河川管理者が調査検討する前に一步踏み出している述べることに躊躇されていたようです。しかし、今日は一步を踏み込んで頂いて、河川管理者の調査・検討の前であります。こういう視点でいろいろ検討をして欲しいと、明快に言い切って頂いて、かゆいところに手が届いたというような感じがして、私は大変ありがたいと思っております。まだこれは確定ではありませんが、この項を引っ込めないように最後までやって頂きたいと思っております。

それからもう1点は、第 部の「おわりに」というところで、最後の4行目、「淀川水系流域委員会と国土交通省近畿地方整備局との協働により実践した新しい計画策定の」云々と最後までありますが、これがまさに全国の中でも珍しく、近畿地方整備局も、当委員会もトータル260回にわたる検討とか、大変なエネルギーを注がれてやられたことがここにあらわれていると思っております。この会場では、河川管理者に物を言っはならないと言わ

れておりますが、鉄のカーテンはありませんから聞こえると思いますが、この精神を生かして、できるだけ提言、意見書を生かして計画を策定して頂きたいということを強くお願いしておきます。

これは昨日の新聞記事ですが、どこまで信憑性があるかわかりませんが、見出しが節水促進へ協議会ということで、近畿地方整備局が 6 府県等で、来春、節水の協議会をつくるということが報じられております。その中に、協議会は渇水対策会議のメンバーを基本に、これは渇水時のみならず常設ということですが、6 府県、大阪、京都、滋賀、兵庫、奈良、三重、それに加えて農業用水を担当する農林水産省、工業用水を担当する経済産業省と専門家、住民団体等で構成ということです。私も一般市民からすれば、いつも縦割りの行政で、言うことはわかるけども、こういうことでなかなかトータルのいろいろな作業ができないとか、難しいものがあるのですということを再々聞いておりました。しかし、この記事のように進めて頂けるのでありましたら、本流域委員会でいろいろ今まで意見を言われておりますが、そのことが 1 つ具体化してくるのではないかと思います。河川管理者の方のこれから出方に、この記事を見て期待を多く持っておりますので、裏切らないように、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

傍聴者（浅野）

月ヶ瀬村の浅野と申します。

本日頂いた意見書に対して意見したいと思ひます。「河川整備の方針について」ですが、河川管理者の基礎原案におきましては、54 ページに始まる「各ダムの調査検討内容」で、事業中の 5 ダムとも、歴然と、浸水被害の軽減、洪水被害の軽減、水位低下の抑制等に有効であると結論づけております。しかるに、委員会の意見書では、「基礎原案では、『事業中のいずれのダムについても調査検討を継続する』としているため、現段階で評価し意見を述べることはできない」としています。これは明らかな片手落ちであり、基礎原案で検討結論を出しているからには、それへの意見としては突っ込んだ具体的な意見を出すか、それとも、調査検討結論全体に対する評価の保留ややり直しを明記すべきと思ひます。

現時点では、主にこれらの治水上の有効性に対しても、多くの疑問が寄せられており、このような形で「ダムの役割を十分認識し、ダム建設を全面的に否定するものではない」と述べている。17 ページ上段、「7 ダム」の冒頭からの文言は、提言の姿勢から一歩二歩後退している感が否めないと思ひます。もし川上ダムに例えて言えば、降雨エリアの 10 分の 1 しか雨を受けられない南端にあります。降雨パターンによっては全く雨が降らないで、洪水調節機能ゼロが予測されている場所に計画されています。これまでの昭和 28 年 9 月 25 日、13 号台風を含む 6 洪水の高水量に対して、2,900m³/s 以上の疎通量が確認されている岩倉峡が、土石流等でせきとめられない限り、近年完成する上野遊水地の湛水量 900 万 m³ によって、浸水被害は殆どないと考えられます。以上の点からのみでも、川上ダムが浸水被害の軽減に有効とする基礎原案の調査検討結果意見は、否定されなければなりません。委員会意見書の見直しを希望します。

さらに、断層、活断層に関する調査が不十分です。特に隣接する住宅団地への影響が不安視される右岸ダムサイトは、地質不安定で、断層が指摘されている場所もあり、調査不十分なところでは、先日、水資源機構の担当者も認めたところでは、基礎原案 56 ページ、「川上ダム計画について以下の調査・検討を行う」の 4 項目以外に、このことも調査検討事項として指摘されたいと要望いたします。また、「河川整備の内容について」

という意見書の中の22ページ、上から13行目、浸水被害の「『解消』は不可能であり、われわれが実現できるのは『軽減』でしかない」としているのに、下から11行目、「川上ダムについては『上野地区における既往最大規模の洪水による浸水被害の解消』が最重要課題」としていますが、これは矛盾があります。『軽減』と統一されたいと思います。以上です。

傍聴者(畑中)

三重県青山町から来ました畑中です。川上ダム建設地の町であります。

今日私がここへ来たのは、具体的に川上ダムが建設中止という方向が出されるだろう、こう思って来ました。ところが、まだ調査検討が続くということに受け止めたわけですが、この意見書とりまとめの中にもありますように、いたずらに結論を引き延ばすことはなく早期に結論を出して頂きたい。ダムを建設しないということが決まりましたら、次から次へと代替案が出てくるのです。

今日も水資源機構の所長、木津川上流河川事務所の西川所長を初め、いろいろな方に来て頂いています。私たちは、その方向で河川整備を今後一生懸命考えていきたい、住民の皆さまと力を合わせて、国土交通省も流域の住民の皆さまと総合的に取り組んで頂きたいと思っています。先日も伊賀地方で、森の役割、森林の役割のシンポジウムがありました。今本委員もお見えになって講演をされていました。川上委員も来ていました。そういう中で、総合的な、ダムによらない、建設しないと、この流域委員会が出された提言に基づいた河川整備を期待してきたのですが、また12月9日ということになりまして少しまた延びたような感じがいたしますが、早期に結論を出して頂きたいと思います。以上です。

傍聴者(森本)

三重県阿山町の森本と申します。

自然環境問題について一言意見を申し上げたいと思います。今日の資料2-5の環-1というところに、「ダムが建設された場合に生ずると予測される不可逆的なマイナスの環境影響に対する考察が不十分で」云々とあります。これはまさにその通りで、ダムをつくる時には治水、利水の説明はあります。自然環境問題についてはサンショウウオがどうだとか、天然記念物がどうだとかいう話程度で、ポピュラーな生物についての生物相に関する説明というのは全くありません。

最近、私は、山口県の錦帯橋の有名な錦川の上流から来てくれと言われて見に行ったのですが、錦川の上流にあのようにたくさんダムがつけられているとは全く知りませんでした。特に発電した川の水が出てくるところはぬるぬるになっていますし、ダムそのものにも変な藻が出てきたということです。これはダムをつくってから20年から30年たってきて、どこのダムでも今問題になってきている問題なのです。その辺の研究がどの程度なされているか私もよくわかりませんが、しっかりここは押さえてもらわないと、ダムをつくって20年、30年たってくると、とんでもないようになってくる、川の魚もいないようになってくるというのはどこでも言われていることです。

私らの子供の頃は、魚をとりに行こうかと思ったらバケツを下げて、網は持っていかないで飛び出しました。みんな石の目があいていますので。そこでつかめるのです。その石が今では全部目詰まりを起こしてきているということです。川床がそういう状態になってきますと、水生生物や魚に悪い影響が出て10年や20年で元に戻らないのです。その辺をひ

とつよく研究して、しっかりと書いて頂きたいと思います。特に、孫の代にどうなるかという問題を危惧しております。

傍聴者(赤津)

弁護士をしております赤津と申します。大阪弁護士会に所属しております。

今日の方針と内容の維持管理の部分について一言申し上げたいと思います。維持管理のところに書いておられますのは、保全というような消極的な内容に読めるのですが、河川管理者は河川法上、ある意味では強大な許認可権限をお持ちでありまして、その許認可権限を今後は河川整備計画等に従って厳正に運用して頂きたいというような観点をここに入れて頂いたらどうかと思います。

理由といたしましては、例えば阪神道路公団が今淀川左岸線というものを計画しておりますが、淀川の中津の辺りの堤防の中にトンネルを通して高速道路を通すという計画なのです。事業者の阪神道路公団は、まだ河川法上の許可をとっておりませんので、専門家を加えた検討委員会というものを組織して、構造上の問題を検討しております。このような堤防の中にトンネルを通して道路を通すというような計画は全国的にも前例がありませんし、当然河川の設置許可基準にもこのような構造物について構造基準はありません。

例えば、管理者の基礎原案の中にも、49ページの維持管理のところに、堤防内部の空洞化については問題であるとして書いておられまして、素人目から見れば、堤防の中にトンネルを掘って道路を通すというのは空洞化ではないかと思えます。これを検討委員会という専門家のところで今、ある意味、密室で検討されているわけです。この検討委員会には近畿地方整備局の方も入っておられますので、検討委員会で結論が出れば、今までの成り行きからすれば、当然のように河川法上の設置許可というものが出されてくるのだらうと思えます。

ところが、これは中津の淀川左岸の堤防でして、梅田にも大変近く、もしこの部分が破堤すれば、梅田辺りが浸水することは不可避で、大変重大な問題ではないかと思えます。それを今少数の専門家を加えた少数の検討委員会で密室で行われているということがされておりますので、こういうことに対して、許認可が具体的に今後されていくことについては十分問題視していきたいと思えます。

現在問題になっております河川公園、橋梁、ダムについても、過去に河川管理者の方で設置許可をされているので現在存在するわけです。今ここで皆さまが多大なエネルギーが使われて、すばらしい総論ができたとしても、今後の個別、具体的な許認可の運用いかんで、結局は総論が画餅に帰すことのないようお願いしたいと思います。

傍聴者(増田)

箕面から来ました箕面市会議員の増田京子と申します。

- 23、河川整備計画内容についての余野川ダムの件です。余野川ダムの記述の理解に苦しむのです。一庫ダムの治水機能、この利水容量の一部を他のダムに振り替える必要があるとの理由から、余野川ダムの建設が計画されたと書いてあるのですが、私はそのように理解しておりませんし、今までも説明を受けてきたのは決してそうではなかったと思えます。

余野川ダムの基本計画を見せて頂いた時に、利水に関しては最初は都市用水、1991年完成予定だったと思えます。その時は都市用水で、治水に関しては猪名川の治水だったと思

いますね。ですから、この議論の中で、狭窄部を考えていく中で一庫ダムの利水容量を変更していった、余野川ダムに変更すればという案が出てきたということはわかるのですが、当初の計画はそうではなかったのではないかと考えておりますので、この辺は十分議論して頂きたいと思っております。意見にしておきますので、よろしく申し上げます。

傍聴者(三國)

滋賀県余呉町から来ました三國です。

資料2-3-1の -23 ページ、丹生ダムについて意見を申し上げます。基礎原案では、1、2年調査検討をするということになっております。今日の資料で、検討結果が出る前に否定的な意見が出ています。これは流域委員会から先制攻撃をされたのではないかと思います。今日の説明でも、流域委員会として十分議論ができてないと言われましたし、琵琶湖部会でも方向性も出てないという時期に、こういう否定的な言い方をするのは全くおかしいのではないかと思います。1月16日に提言を出されましたけども、これと同じように近畿地方整備局の方針を流域委員会の意見に誘導しようとするものではないかということ、到底納得できません。今日の意見にありましたように、調査するのにこういうこととこういうことを十分調査せよということを行うのであればよいのですが、踏み込み過ぎているというように考えます。

次に、下段の方に「なお」から高時川流域のことが書いてあります。丹生ダムから高時川、姉川については流域委員会の範囲を超えた記述ではないかと思います。説明を十分すべきだという意見もありましたけども、流域委員会は今後ともこの高時川流域についてもいろいろ意見を出されていくのでしょうか。以上です。

傍聴者(周防)

大津市から来ました周防です。

第 部の意見書案の中で、 -14 ページ、一連区間整備の完成等の中で、大津放水路の第2期区間の整備内容ですけれども、再三にわたりまして意見交換会並びにこの席で発表させて頂きましたけれども、今回こういう形で中長期的な課題として検討を続けという形で載せさせて頂きました。私ども、こういう形で入れさせて頂いてありがたいのですが、現在の放水路事業1期区間、約半分の区間ですけれども、整備が進められておりますが、8河川のうち3河川しか対応ができません。残る5河川につきましての効果があらわれませんので、この2期区間につきましても継続実施、もしくは短期的な河川整備計画を位置付け、明記して頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

傍聴者(新保)

大阪自然環境保全協会の新保と申します。

今日は第 部「計画策定における住民意見の反映について(案)」に、これは確定されましたけれども、1つお願いがあります。この中に最終のところ、「今後の課題」として、「今後、住民と河川管理者と流域委員会は、新たな関係の構築のもとにそれぞれ」というような段がありますが、具体的にこれぞというものをお出しになっていないのではないかと思います。

例えば住民団体や観察会グループ、その他いろいろな、自主的にやられる集会にも積極的にお出向き頂きたいと思っております。住民と対話する方向として、この文章を読む限りでは、

近畿地方整備局が設置されるものに出てきなさいと読めます。そればかりではなくて、自主的な集会の方に河川管理者とか流域委員会の委員が、参加頂いて、そこでも十分意見の交換をして頂きたい、そういうことをお願いしておきたいと思います。

傍聴者(藤田)

大津市の藤田です。

資料2-4-1の計画策定における住民意見の反映についてのところなのですが、そこで住民合意ということについて何ら触れてないのです。

12ページのところで、上から8行目くらいのところに、「社会的合意に向けたあらゆる手段による意見集約」と書いてあるのですが、このページの2行しかないのです。そのところで、社会的合意といったら非常に重要なものだと思いますので、目次でいうと2と3の間、3として社会的合意についてということを入るべきではないかと思います。外した理由というのをお聞きしたいと思います。

三田村委員

簡単にご説明いたします。部の住民参加部会の意見の中で丁寧に述べてありますので、重複を避けたとご理解頂ければありがたいと思います。丁寧に述べておりますので、それをご覧になって頂ければありがたいと思います。

芦田委員長

もう他にありませんでしょうか。いろいろご意見をお伺いしまして、参考にさせて頂きたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは時間も来ましたので、これで委員会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、これにて淀川水系流域委員会第26回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。